

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和4年3月18日(2022.3.18)

【公開番号】特開2022-42023(P2022-42023A)
 【公開日】令和4年3月11日(2022.3.11)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-044
 【出願番号】特願2022-2792(P2022-2792)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 3 0 / 0 6 (2 0 1 2 . 0 1)

G 0 6 Q 2 0 / 1 2 (2 0 1 2 . 0 1)

【 F I 】

G 0 6 Q 3 0 / 0 6

G 0 6 Q 2 0 / 1 2 3 0 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月9日(2022.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の店舗で利用された場合に、利用者の口座から当該所定の店舗の口座へと決済額に応じた金額を移行させる所定の決済手段を提供する所定のプラットフォームにおいてコンテンツを提供する複数の提供者のうち、いずれかの提供者の選択を利用者から受け付ける受付部と、

前記所定のプラットフォームにより、所定のコンテンツに係る決済が行われた場合に、前記利用者により選択された提供者が提供するコンテンツに対応するコンテンツであって、前記利用者により投稿されるコンテンツである第1コンテンツを当該提供者に提供する第1提供部と、

30

前記利用者により選択された提供者により投稿されるコンテンツであって、前記第1コンテンツに対し当該提供者により入力された情報を付加したコンテンツである第2コンテンツを前記利用者により提供する第2提供部と

を有することを特徴とする提供装置。

【請求項2】

前記利用者により選択された提供者により投稿されるコンテンツの提供に応じた金額を、前記所定の決済手段において前記利用者が保有する第1の口座から、当該第1の口座とは異なる口座であって、前記所定の決済手段における口座である第2の口座に移行させる処理を実行する第1処理部と、

40

を有し、

前記第1提供部は、前記第1処理部による処理が実行された場合は、前記利用者により選択された提供者が提供するコンテンツに対応するコンテンツであって、前記利用者により投稿されるコンテンツである第1コンテンツを当該提供者に提供する

ことを特徴とする請求項1に記載の提供装置。

【請求項3】

前記第2提供部は、

前記利用者により選択された提供者により入力されたテキスト情報、当該提供者により入力された図形、当該提供者の音声、並びに、当該提供者の動画像の少なくともいずれかを

50

含む前記第 2 コンテンツを提供することを特徴とする請求項 2 に記載の提供装置。

【請求項 4】

前記複数の提供者が、利用者から投稿されるコンテンツを受け付けている状況を示す情報を前記利用者に配信する配信部

をさらに有することを特徴とする請求項 2 または 3 に記載の提供装置。

【請求項 5】

前記第 1 提供部は、

前記第 2 コンテンツの提供に応じて前記利用者により選択された提供者に支払われる金額に基づく前記利用者の優先度に基づいて、前記第 1 コンテンツを前記利用者により選択された提供者に提供する

ことを特徴とする請求項 2 から 4 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 6】

前記第 1 処理部は、

前記利用者により選択された提供者に関する情報に基づく金額を、前記第 1 の口座から前記第 2 の口座に移行させる処理を実行する

ことを特徴とする請求項 2 から 5 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 7】

前記第 1 処理部は、

前記利用者により選択された提供者により設定された金額を、前記第 1 の口座から前記第 2 の口座に移行させる処理を実行する

ことを特徴とする請求項 2 から 6 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 8】

前記第 1 処理部は、

前記第 2 コンテンツの提供に応じた金額を、前記第 1 の口座から前記所定のプラットフォームの管理者が保有する口座に移行させる処理を実行する

ことを特徴とする請求項 2 から 7 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 9】

前記第 1 処理部は、

前記第 2 コンテンツの提供に応じた金額を、前記第 1 の口座から、前記利用者が保有する口座であって、前記利用者が取引に利用できない口座に移行させる処理を実行する

ことを特徴とする請求項 2 から 7 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 10】

前記第 2 コンテンツが前記利用者に提供された場合は、前記第 2 コンテンツの提供に応じた金額を、前記第 2 の口座から、前記利用者により選択された提供者が保有する口座に移行させる処理を実行する第 2 処理部

をさらに有することを特徴とする請求項 2 から 9 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 11】

コンピュータが実行する提供方法であって、

所定の店舗で利用された場合に、利用者の口座から当該所定の店舗の口座へと決済額に応じた金額を移行させる所定の決済手段を提供する所定のプラットフォームにおいてコンテンツを提供する複数の提供者のうち、いずれかの提供者の選択を利用者から受け付ける受付工程と、

前記所定のプラットフォームにより、所定のコンテンツに係る決済が行われた場合に、前記利用者により選択された提供者が提供するコンテンツに対応するコンテンツであって、前記利用者により投稿されるコンテンツである第 1 コンテンツを当該提供者に提供する第 1 提供工程と、

前記利用者により選択された提供者により投稿されるコンテンツであって、前記第 1 コンテンツに対し当該提供者により入力された情報を付加したコンテンツである第 2 コンテンツを前記利用者に提供する第 2 提供工程と

10

20

30

40

50

を含むことを特徴とする提供方法。

【請求項 1 2】

所定の店舗で利用された場合に、利用者の口座から当該所定の店舗の口座へと決済額に応じた金額を移行させる所定の決済手段を提供する所定のプラットフォームにおいてコンテンツを提供する複数の提供者のうち、いずれかの提供者の選択を利用者から受け付ける受付手段と、

前記所定のプラットフォームにより、所定のコンテンツに係る決済が行われた場合に、前記利用者により選択された提供者が提供するコンテンツに対応するコンテンツであって、前記利用者により投稿されるコンテンツである第 1 コンテンツを当該提供者に提供する第 1 提供手段と、

前記利用者により選択された提供者により投稿されるコンテンツであって、前記第 1 コンテンツに対し当該提供者により入力された情報を付加したコンテンツである第 2 コンテンツを前記利用者により提供する第 2 提供手段と

をコンピュータに実行させることを特徴とする提供プログラム。

10

20

30

40

50